

第3回使用済燃料対策推進協議会幹事会 議事要旨

日時：令和5年6月2日（金）17時30分～18時15分

方法：オンライン方式

出席者：

（1）政府側

貴田 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力立地・核燃料サイクル産業課 課長
市川 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力立地・核燃料サイクル産業課 課長補佐
下堀 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 放射性廃棄物対策課 課長
前田 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力立地政策室 室長

（2）事業者側

北海道電力(株)	舟根代表取締役副社長 副社長執行役員	原子力事業統括部長
東北電力(株)	金澤常務執行役員	原子力本部長
東京電力HD(株)	福田取締役執行役副社長	取締役執行役副社長 原子力・立地本部長 兼 原子力改革特別タスクフォース長代理 兼 同事務局長
東京電力HD(株)	小野執行役副社長	福島第一廃炉推進カンパニー・プレジデント 兼 廃炉・汚染水対策最高責任者 兼 原子力・立地本部副本部長
中部電力(株)	伊原代表取締役 専務執行役員	原子力本部長
北陸電力(株)	福村常務執行役員	原子力本部長
関西電力(株)	松村代表執行役副社長	原子力事業本部長
関西電力(株)	水田執行役常務	原子力事業本部長代理 兼 原子燃料サイクル室担当
中国電力(株)	北野取締役 常務執行役員	電源事業本部副本部長 電源事業本部 島根原子 力本部長
四国電力(株)	山田取締役副社長執行役員	原子力本部長
九州電力(株)	豊嶋代表取締役 副社長執行役員	原子力発電本部長
日本原子力発電(株)	剣田取締役副社長	
電源開発(株)	萩原取締役 副社長執行役員	原子力事業本部長
日本原燃(株)	大柿代表取締役専務 専務執行役員	
電気事業連合会	早田専務理事・福島支援本部長	
電気事業連合会	中熊原子力部長	

議事概要

事業者から使用済燃料対策の取組状況を報告。主な発言内容は以下のとおり。

- ・再処理施設・MOX 燃料加工施設の早期竣工に向けて、日本原燃は体制を整備して審査対応に全力で取り組む方針。また、電気事業連合会に設置された「サイクル推進タスクフォース」も活用しつつ、電力各社は知見・経験を活かし、メーカー・ゼネコンとも連携して、オールジャパン体制で日本原燃を全面的に支援していく。
- ・使用済燃料対策については、電力各社が、使用済燃料対策推進計画に基づき、貯蔵能力の拡大に向けて、全力で取組を進めているところであり、引き続き、安全を最優先に、工事や規制基準への適合性審査を進めるとともに、使用済燃料対策推進計画の実現に向け、事業者間での連携・協力を進めていく。
- ・プルサーマルについては、各社におけるプルサーマルの取組を着実に進めるとともに、新たに策定した「プルサーマル計画の推進に係るアクションプラン」を踏まえ、地元理解に向けた取組や事業者間の連携・協力を一層強化し、取組を最大限進めていく。
- ・使用済 MOX 燃料については、国内で保有する使用済 MOX 燃料を用いて、仏国にて再処理実証研究の実施に向けた取組を進め、再処理の実用化に向けて必要な技術的知見を得ること等により、将来の日本の再処理技術の確立に寄与していく。
- ・最終処分については、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」の改定等を踏まえ、国・NUMO との連携をより強化しつつ、文献調査の実施地域の拡大に取り組んでいく。

事務局からの主なコメントは、以下のとおり。

- ・日本原燃の再処理工場及び MOX 燃料工場の竣工、安定操業の実現は極めて重要な課題。竣工目標の実現に向けて、規制基準の適合性審査等にしっかりと取り組み、電力業界全体として必要な対策を検討し、実行に移すこと。
- ・使用済燃料対策について、乾式貯蔵施設や中間貯蔵施設の更なる導入・活用を含む使用済燃料対策推進計画の実現に向け、各社の取組に加えて、事業者間連携の強化など業界全体で最大限の努力をすること。国も前面に立って主体的に対応し、政策的意義について理解が得られるよう、最大限の努力をしていく。
- ・プルサーマル計画の実現に向けて、更なる事業者間の連携・協力を含め、プルサーマル拡大に向けた取組を加速すること。国としても、地元の理解確保に向けて事業者と一体となって取り組む。
- ・原子力発電を安定的かつ継続的に活用していく上で、使用済 MOX 燃料を含む、使用済燃料の処理・処分の方策について検討していくことは重要。今般、電気事業

連合会が発表した仏国における再処理実証研究は、2030 年代後半の再処理技術の確立に向けて、大きく貢献するものと考えられる。こうした実証研究を具体化していくため、関係者が緊密に連携する体制整備を進めること。また、今後、仏国との実証研究で進展があった場合、随時、報告すること。

- ・ 最終処分については、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」の改定を閣議決定し、取組強化策として国・電力事業者・NUMO 協働で行う全国行脚を盛り込んだ。この実施に当たっては、電力事業者に協力いただきたいこと。また、今後、廃炉に向けた取組が本格化していくことが見込まれる中、改正法に基づく新制度の下、事業者として責任を持って廃炉を安全に進めていくこと。加えて、昨年度、国の実証事業でクリアランス物の業界外での再利用を実施したところ、制度の社会定着に向けて事業者としても更なる理解活動に取り組むこと。
- ・ 立地地域の振興については、国としても、立地地域の課題解決に向けてきめ細かく支援していくため、本省と地方局の関係者からなる「地域支援チーム」を創設した。電力事業者においても、国と連携しつつ、立地地域振興に主体的に取り組むこと。

お問合せ先

(幹事会全般)

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力立地・核燃料サイクル産業課

電話：03-3501-1511 (内線：4791～4796)

(最終処分関連)

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 放射性廃棄物対策課

電話：03-3501-1511 (内線：4781～4783)